

## 交野市生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる措置実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の対象とならない生活に困窮する外国人に対して、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。）に基づき法を準用し、予算措置として行う保護（以下「外国人保護措置」という。）の手続きに関する事項及びその他予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、外国人保護措置の執行の適正化を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 外国人保護措置の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第2に掲げる在留資格を有する者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者）
- (2) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）に規定する特別永住者
- (3) 入管法第61条の2第1項の規定により難民である旨の認定を受けた者

### (外国人保護措置の実施)

第3条 交野市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、前条各号に掲げる者のうち、生活に困窮する者に対しては、予算の範囲内において、法を準用して必要と認められる外国人保護措置を実施するものとする。

### (申請)

第4条 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人から、法に基づく保護の申請の意思表示があった場合は、社会局長通知に基づく保護の取扱いとなることを説明する。

### (決定)

第5条 福祉事務所長は、外国人保護措置の開始申請を受理した場合、生活に困窮する外国人の入管法に基づく在留カード又は入管特例法に基づく特別永住者証明書の確認、法に準じて行う関係先調査及び要否判定等により、要保護性が認められる場合にあっては外国人保護措置の開始決定をし、要保護性が認められない場合にあっては申請却下決定をする。なお、外国人保護措置の決定に必要な調査への協力を行わない等の理由から外国人保護措置の決定ができない場合にあっては申請却下決定をする。

(外国人保護措置の手続き等)

第6条 外国人保護措置における手続きについては、法、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）及び社会局長通知に定めるもののほか、交野市生活保護法施行細則（平成14年規則第29号）に定める規定を準用するものとする。

(通知)

第7条 福祉事務所長は、外国人保護措置の開始、却下、廃止等を通知する場合は、保護開始決定通知書等に、「生活保護法」を社会局長通知に基づく措置と読み替える旨を、表示する。

(不服申立ての教示)

第8条 福祉事務所長は、外国人保護措置を行う場合、法及び行政不服審査法に基づき不服申立てをすることができる旨等の教示はしないものとする。

(外国人保護措置に係る書類等の作成及び保管)

第9条 福祉事務所長は、外国人保護措置を行った際は、予算及び決算関係の書類において、その措置に係る金銭面の内容を明らかにできるよう、法による保護の取扱いに準じて、これに係る収入及び支出等について、証拠書類及び当該支出等の根拠となる書類及び帳票（面談記録票等）を作成し、保管する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。